

## 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項並びに第19条第10号の規定により、法第2条第8項に規定する個人番号（第3条において「個人番号」という。）の利用並びに同項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 知事又は教育委員会は、知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第3条 法第9条第3項の規定により、私立の高等学校等の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報について行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知

事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条、第2条第3項及び第4条第1項の規定の適用については、第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」とあるのは「第19条第9号」と、第2条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる」とあり、及び「同表の第4欄に掲げる」とあるのは「規則で定める」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表第1)(第2条、第3条関係)

執行機関	事 務
1 知事	私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
2 知事	東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
3 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
4 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
5 知事	私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
6 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの

	もの
7 教育委員会	長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）による授業料等の減免に関する事務（以下「授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの
8 教育委員会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
9 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等（私立のものを除く。）に入学した者に対する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定によるものを除く。）に関する事務（以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。）であって規則で定めるもの

（別表第2）（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	法別表第2の26の項の第2欄に	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精

	掲げる事務	神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下この表において「障害者手帳関係情報」という。）、私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	法別表第2の28の項の第2欄に掲げる事務	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
7 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 知事	法別表第2の119の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 知事	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この表において「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下この表において「住民票関係情報」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報（以下この表において「就学支援金関係情報」という。）又は高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援

		金の支給に関する情報（以下この表において「私立高等学校等学び直し支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
11 知事	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は私立の小中学校、中学校等の児童若しくは生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
12 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 知事	私立高等学校等学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
14 知事	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 知事	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項

		の福祉手当、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費若しくは私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、生活保護関係情報又は障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
16 教育委員会	授業料等減免事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
17 教育委員会	奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 教育委員会	学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
19 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

(別表第3) (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要

			<p>な経費の支弁若しくは特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法第2条第1項の規定によるものを除く。）に関する情報（以下この表において「特別支援学校就学奨励費関係情報」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下この表において「学校保健医療費用関係情報」という。）又は高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する情報（以下この表において「奨学給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校就学奨励費関係情報又は学校保健医療費用関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの
4 知事	外国人生活保護実施事務であつ	教育委員会	特別支援学校就学奨励費関係情報、学校

	て規則で定めるもの		保健医療費用関係情報又は奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	授業料等減免事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの